

第 15 号議案

小城市幼保小連携ネットワーク会議設置要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 6 月 29 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

子ども・子育て支援新制度及び機構改革による語句の修正を行う。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市幼保小連携ネットワーク会議設置要綱の一部を改正
する訓令

小城市幼保小連携ネットワーク会議設置要綱（平成 25 年小城市教育
委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条第 3 項中「認定こども園、」の次に「家庭的保育施
設等及び」を追加する。

第 7 条中「こども課」を「保育幼稚園課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

小城市幼保小連携ネットワーク会議設置要領新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子どもの発達や学びは、幼児教育期から義務教育期へと連続するものと捉え、市内の公立及び私立の幼稚園、認可保育所、<u>認定こども園</u>、認証保育施設と小学校が連携して円滑な接続を図ることが重要である。その取り組みを組織的に推進するため、小城市幼保小連携ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。</p> <p>第2条（省略）</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 ネットワーク会議は、議長、副議長及び委員26人以内で組織する。</p> <p>2 議長には、小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育長を、副議長には教育部長をもって充てる。</p> <p>3 委員は、市内の幼稚園、認可保育所、<u>認定こども園</u>、認証保育施設から選出された各施設の代表者16人（園長、教頭、園長補佐、主任保育士等）、及び小学校から選出された代表者10人（校長会代表、教頭会代表、教務主任または1年生学年主任）で、教育委員会が委嘱する。</p> <p>4 ネットワーク会議に部会を設け、現在小学校単位で構成する「幼保小連絡協議会」をもって充てる。</p> <p>第4条から第6条（省略）</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 ネットワーク会議の庶務は、教育委員会学校教育課の協力を得</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子どもの発達や学びは、幼児教育期から義務教育期へと連続するものと捉え、市内の公立及び私立の幼稚園、認可保育所、認定こども園、<u>家庭的保育施設等及び認証保育施設</u>と小学校が連携して円滑な接続を図ることが重要である。その取り組みを組織的に推進するため、小城市幼保小連携ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。</p> <p>第2条（省略）</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 ネットワーク会議は、議長、副議長及び委員26人以内で組織する。</p> <p>2 議長には、小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育長を、副議長には教育部長をもって充てる。</p> <p>3 委員は、市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園、<u>家庭的保育施設等及び認証保育施設</u>から選出された各施設の代表者16人（園長、教頭、園長補佐、主任保育士等）、及び小学校から選出された代表者10人（校長会代表、教頭会代表、教務主任または1年生学年主任）で、教育委員会が委嘱する。</p> <p>4 ネットワーク会議に部会を設け、現在小学校単位で構成する「幼保小連絡協議会」をもって充てる。</p>

て、こども課において処理する。

第8条（省略）

附 則

（施行期日）

この訓令は、平成25年3月7日から施行する。

第4条から第6条（省略）

（庶務）

第7条 ネットワーク会議の庶務は、教育委員会学校教育課の協力を得て、保育幼稚園課において処理する。

（その他）

第8条 （省略）

附 則

（施行期日）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

